

危険ドラッグ排除に向けた「賃貸借契約書」、「重要事項説明書」 (表示例)

* 店舗（事務所）の使用目的として

『建物の使用目的が、暴力団等反社会的勢力の事務所・その他活動拠点、
違法薬物・危険ドラッグの販売又は使用のため等は不可です。』

* 特約条項として

《例－1》

特約条項

『本物件内（共用部分を含む）で、覚醒剤や大麻、コカイン等の違法薬物
又は危険ドラッグ（覚醒剤等の違法〔規制〕薬物と類似した幻覚作用のある薬物
成分が使われ、違法薬物と同様に有害性が疑われる物）使用者又は所持する者を
出入りさせること並びに本物件内において当該薬物の販売を行った場合には、貸
主は、なんらの催告を要せず即時に本契約を解除することができます。』

《例－2》

特約条項

本物件で、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用をきたす薬物等を販売、譲
渡、製造、栽培、吸引、展示等の目的のため所持しない。

上記に違反及び虚偽の申告をした場合は、催告を要せず即時解約とする。

上記は、あくまでも例示にとどまります。
薬事法の規定と各都道府県での条例が制定されているケースがありますので、この
点につき、条例を確認いただき、危険ドラッグの定義（表示）を確認して下さい。